

運送事業者に対する行政処分(令和6年5月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般貨物	令和6年5月13日	大日運輸倉庫株式会社 (法人番号 6011701004737) 代表者 秋澤節	東京都江戸川区北 葛西5丁目28番21号	新潟営業所	新潟県長岡市灰島 新田字江東1425番 14	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 4項	令和5年3月10日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3
一般貨物	令和6年5月16日	城西物流倉庫株式会社 (法人番号 3220001008182) 代表者 操川一郎	石川県金沢市湊4丁 目70番地	新潟営業所	新潟県新潟市南区 北田中497-42	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和6年1月24日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼の記録違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)(4)業務の記録違反(安全規則第8条)、(5)運転者等台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)	0	0
一般貨物	令和6年5月22日	有限会社早川実業(法人 番号4100002031681)代 表者早川伸一	長野県岡谷市川岸 中3丁目6番26号	本社営業所	長野県諏訪市大字 湖南6446-5	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第1 項、同条第3項及び同条 第4項	令和3年6月30日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)過積載による運送の引受け(法第17条第3項)、(3)乗務等の記録違反(安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。